

測量業務共通仕様書

第1条 (適用)

測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部が実施する農業農村整備事業の測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、熊本県公共工事関係業務委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。

第2条 (作業実施)

測量業務等は、熊本県農林水産部の定める「熊本県土地改良事業測量作業規程（平成23年5月~~29~~18日付け承認番号国国地第72号）」（以下「測量作業規程」という。）により実施するものとする。

第3条 (用語の定義)

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、熊本県知事又はその職務代理者をいう。
- (2) 「受託者」とは、測量業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、約款第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「主任技術者」とは、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者で、測量作業規程第8条の規程に基づき受託者が定めた者をいう。
- (7) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受託者が定めた者をいう。
- (8) 「契約図書」とは、約款及び設計図書をいう。
- (9) 「約款」とは、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款」（平成24年1月10

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

平成24年3月1日 現在

現在

名 称		制改定 年月日	発行所等 (問合せ先)	電話番号	備考
環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き			(社)農業農村工 学会	03-3436-3418	
第1編「基本的な考え方・水路整備」		H16.12			
第2編「ため池整備 農道整備 移入種」		H16.12			
第3編「ほ場整備(水田・畑)」		H16.10			
環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き					
生態系配慮の技術指針		H19.3			
農業農村整備における景観配慮の手引き		H19.6			
技術 指 針	水管理 制御方式	計画設計編	H14.3	(社)農業土木 事業協会	03-3434-5437
		畑地かんがい編	H15.3		
	鋼構造物 計画設計	水門扉編	H21.11		
		除塵設備編	H13.11		
		小型水門扉編	H22.3		
		ゴム引布製起伏堰施設技術指針(H19年3月版)	H19.3		
		高Ns・高流速ポンプ設備計画設計	H19.4		
	バルブ設備計画設計	H14.8			
農業水利施設機能保全の手引き		H19.8			
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き		H18.11			
鉄筋コンクリートリウム規格		H14.6			
電気設備計画 設計技術指針	(特別高圧編)	H20.10	(社)農業土木 機械化協会	03-3434-5827	
	(高低圧編)	H19.10			
施設機械工事等施工管理基準		H19.7			
土地改良事業用無線等通信の手引		H19.3			
水管理制御方式技術指針(計画・設計編)		H14.3			
電気設備標準機器仕様書		H14.3			
橋 梁	道路橋示方書			(社)日本道路協 会	03-3581-2211
	I 共通編・II 鋼橋編		H24.43		
	I 共通編・コンクリート橋編		H24.43		
	I 共通編・IV 下部構造編		H24.43		
	V 耐震設計編		H24.43		
	鋼道路橋塗装・防食便覧		H17.12		
	鋼道路橋塗装・防食便覧資料集		H22.9		
	鋼道路橋設計便覧(昭和55年改訂版)		S55.8		
	鋼道路橋施工便覧		S60.2		
	コンクリート道路橋設計便覧		H6.2		
	コンクリート道路橋施工便覧		H10.1		
杭基礎設計便覧(平成18年度改訂版)		H19.1			
杭基礎施工便覧(平成18年度改訂版)		H19.1			
舗 装	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)		H4.12		
	舗装調査・試験法便覧		H19.6		
	舗装の構造に関する技術基準・同解説		H13.9		
	舗装設計施工指針		H18.2		
	舗装施工便覧		H18.2		
	舗装再生便覧(平成22年版)		H22.11		
	舗装設計便覧		H18.2		
道 路 土 工	道路土工要綱		H21.6		
	盛土工指針(平成22年度版)		H22.4		
	切土工・斜面安定工指針		H21.6		
	カルバート工指針(平成21年度版)		H22.3		
	仮設構造物工指針		H11.3		
	土質調査指針		S61.11		
	施工指針		S61.11		
	軟弱地盤対策工指針		S61.11		
	排水工指針		S62.6		
	擁壁工指針		H11.3		
落石対策便覧		H12.6			

管理技術者等の資格要件【地質・土質調査業務】

技術者	資格要件	備考	
管理技術者	(1) 技術士 ①総合技術監理部門（建設—土質及び基礎） ② “ “（応用理学—地質） ③建設部門（選択科目が土質及び基礎） ④応用理学部門（選択科目が地質）		
	(2) (1)と同等の能力と経験を有する技術者 ・大学又は高等専門学校において別表第1項に掲げる学科を修めて卒業後15年以上の地質調査に関する実務経験を有する者 ・地質調査に関し25年以上の実務経験を有する者 ・高等学校又は専修学校において、別表第2項に掲げる学科を修めて卒業後20年以上の地質調査に関する実務の経験を有する者 ・大学又は高等専門学校において、別表第1項に掲げる学科以外の理工系学科を修めて卒業後20年以上の地質調査に関する実務の経験を有する者 ・技術士（技術部門が、建設部門（選択科目が土質及び基礎以外に限る。）、水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道に限る。）、農業部門（選択科目を農業土木に限る。）、林業部門（選択科目を森林土木に限る。）、水産部門（選択科目を水産土木に限る。）、応用理学部門（選択科目を地質以外に限る。）とする第二次試験に合格した者）で、地質調査に関し5年以上の実務経験を有する者 ・高等学校において別表第2項に掲げる学科を修めて卒業後10年以上の地質又は土質の調査及び計測に関する実務の経験を有する者 ・地質又は土質の調査及び計測に関し13年以上の実務経験を有する者 ・大学又は高等専門学校において、別表第3項に掲げる学科以外の理工系学科を修めて卒業後10年以上の地質及び土質の調査又は計測に関する実務の経験を有する者 ・地質調査技士（（社）全国地質調査業協会連合会） 大学又は高等専門学校において、別表第3項に掲げる学科を修めて卒業後8年以上の地質又は土質の調査及び計測に関する実務の経験を有する者		
	(6) (3) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM） （地質部門又は土質及び基礎部門）		
	担当技術者	資格要件無し。	
	照査技術者	—	適用無

別表

1	土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。この表において同じ。）、建築学、鉱山学、地学、物理学に関する学科
2	土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科
3	土木工学、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科

参考様式

[身分証明書（地質・土質調査業務、設計業務用）]

(表)

<p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>所属機関名</p> <p>所属機関所在地</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;">写 真</div>	<p>左記のものは、〇〇地区〇〇事業第〇号業務委託 の地質・土質調査業務（設計業務）に従事する者で あることを証する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">発行機関 印</p>
---	---

(裏)

<p><注意></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 改変された本証明書は、無効とする。 3 本証明書を紛失し、又は破損した時は、直ちに発行機関に届けること。 4 作業完了後10日以内に、本証明書を発行機関に返却すること。 	<table border="1"> <tr> <td>有効期間</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>作業地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業の名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行機関の印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	作業地域				作業の名称				発行機関の印			
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日														
作業地域																	
作業の名称																	
発行機関の印																	